

大阪市立旭陽中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

（これまでの対応【旭陽中学校生活指導マニュアルより】）

「いじめ」の解決に努める

「いじめ」の解決に努めることは、教育の緊急かつ今日的課題です。

「いじめ」は、生徒の心身の豊かな健全育成を阻害するのみでなく、精神的、身体的苦痛を長期にわたって与え、いじめられた生徒を不登校・心理的障害・自殺にまで追い込むなどの人権を侵害し、生命の尊厳をも侵す行為です。

したがって、「いじめ」を単なる生徒間の問題としてとらえたり、まして、成長の一過程として、見過ごすべき問題ではありません。また、「いじめ」はどの学校、どの学級にも存在している行為であると考えることが必要です。

◎いじめられている生徒の発見に努め、その生徒の立場に立って密着した観察や指導を行う。

◎いじめられている生徒が、どれだけ辛いかわ相手の立場に立つことを他の生徒に訴え教える。

◎担任だけでなく、学年主任・生徒指導主事・教頭・校長も学校をあげて解決にあたる。

◎生徒と保護者の相談は根気よく何度も行う。

◎いじている生徒は、家庭や家庭生活で不満を持っている場合が多いので、その悩みをよく聞き、指導する。

◎学校行事、生徒会、部活動において、いたわりや思いやり、優しさや自分を抑える自立心、忍耐力などを教える。

上記のように、従来の取り組みをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、新たに「生徒の豊かな人権感覚と自己実現の力をはぐくむ」ために「旭陽中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

①全生徒と教職員でいじめを許さず、安心して生活できる学校・学級をつくる。

②いじめはどこにでも起こるものと考え、未然防止・早期発見・早期解決するために、全教職員が情報共有に努め、組織的に動く。

③まず、被害・加害の保護者と一緒に問題解決にあたる。必要に応じて、所轄警察署・主任児童員・子ども相談センター・子育て支援室（区役所）等との連携を重要視する。

3. いじめの未然防止についての取組

(1) 授業改革について

①わかる授業

全教職員が協力し、積極的に指導方法の工夫改善に努める。また、T.T や習熟度別少人数授業等の個に応じた授業の推進に取り組み、わかる授業の実践に努める。

②教員研修体制

全教職員が協力し、積極的に授業研究・研究協議、公開授業に取り組み、授業力の向上に努める。

③ともに学ぶ(協動的な学び)

積極的にICT機器等を活用することや協動的な学び等の授業スタイルの工夫により、全ての生徒が積極的に授業に参加する機会を多くつくる。

(2) 自己有要感を高めるために(自尊感情を育む)

①学校行事・集団育成

文化祭や合唱コンクール(学級集団づくり)や体育大会(縦割り集団づくり)等の活動を大切に、生徒の自律的な活動の機会とし、個々の自尊感情を育む。

②生徒会を中心に委員会活動

生徒会を中心に学年・学級の委員会活動を活性化する。その中で、生徒自らが行動し、学校の様々な環境の改善や自治的活動を推進させる。

③人権教育

人権教育を通して、自らを取り巻く社会の様々な問題について、正しい知識を得るとともに、正しく行動できる力を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳教育を組織的に

年間を通じて、計画的に道徳の時間を有効に活用し、生徒の豊かな心の育成に取り組む。

②命の大切さ

年間を通じて、計画的に人権学習の時間を有効に活用し、さまざまな課題について学習する中で、自他を尊重できる力を育むとともに、命の大切さについて学ぶ機会に結びつける。

③集団の成長

学級や学年のさまざまな活動の中で、責任感や達成感、協調性や主体性を学ぶ機会とし、互いを尊重できる集団の育成に取り組み、個々の生徒の社会性の成長に結びつける。

④情報モラル教育

ネット上の不適切な書き込み等によるいじめに対応するため、スマートフォンや携帯の正しい活用法を生徒に学ばせる。さらに、保護者に対しても、さまざま機会を通して、ネット上のいじめの現状とその対策について啓発活動を繰り返し、保護者の理解と協力を求める。

4. いじめの早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを充分認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わりをもち、隠したり軽視したりすることなく、積極的な認知に努める。

①生徒観察の充実

日常的にていねいな生徒理解を心がけ、生徒の家庭環境や交友関係等、生活実態の把握に努め、生徒が示す些細な変化や危険信号を見逃さないよう努める。

②教育相談体制の整備

生徒に対する教育相談やアンケートを定期的実施し、個々生徒の状況に合わせ、SCや

養護教諭との積極的な図る。

③情報の共有化

朝の正門指導の段階から、学活や学習時間、休み時間、部活動、下校指導まで、生徒の様子や行動、言動に関して知り得た情報を迅速かつ確実に学年、学校で共有に努める。

④保護者との連携

生徒に関わる家庭での様子等気になることがあれば、連絡してもらえよう、日常的な家庭連絡(家庭訪問)を実施し、保護者との連携を大切にする。

⑤地域との連携

地域巡視の機会等を大切に、登下校時や休日、夜間における地域での生徒の様子や状況を受けることができる体制をつくるため、見守り隊等地域の方々との連携を大切にする。

⑥関係諸機関との連携

大阪市子ども相談センターのいじめ相談ダイヤル等、関係諸機関の連絡方法を保護者や生徒に周知し、校内外で生徒、保護者の声に対応をできるように努める。

5. いじめの早期解決についての取組

通報や発見を受けた場合には、複数の教員で速やかに組織的に対応する。被害生徒を守りことを第1に、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

①事実関係の把握

いじめの事実を正確に把握に努めるため、迅速に、当該生徒ならびに加害生徒を含む周囲の生徒から個別に、十分に事実を聞き取る。

②全教職員の団結

把握した事実について、学年、生徒指導主担、共有し、管理職の指示のもと、指導方針、対策、具体的な対応を確認し、被害・加害生徒・保護者へ組織的に対応する。

③被害生徒・保護者への指導

当該生徒について、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、学年・学校全体で徹底して生徒を守る体制を整え、本人に伝える。そして、保護者に対し迅速に事実関係を伝え、学校の対応について十分説明し、徹底して守ることを伝える。その上で、今後の方向性について、生徒・保護者に寄り添い考える。

④加害生徒・保護者への指導

当該生徒について、しっかり聞き取りを終えたうえで、「いじめは絶対許されない行為である」ことを理解に努める。また、加害生徒が抱える問題やいじめの背景をに目を向け、毅然とした態度で指導する。そして、保護者に対し迅速に事実関係を伝え、学校の対応について十分説明し、改善のための理解と納得を得る。その上で、継続的に生徒・保護者に寄り添い改善を促す。

⑤周囲の生徒への指導

被害・加害生徒の個人情報等、プライバシーに十分留意した上で、関わったすべての生徒がいじめを自分の問題として捉え、学級・学年の問題として、いじめを許さない雰囲気をもった集団づくりに取り組む。そして、被害生徒が安心して過ごすことできる集団となるよう、多くの教員で観察を継続し、保護者の意向を確認しながら、被害生徒を含む集団を見守る。

⑥家庭・地域との連携

より広く学年・学校全体で生徒の不安を取り除き、相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係諸機関、学校協議会との連携を促進する。

⑦警察などの関係諸機関との連携

被害生徒・保護者の意向も含め、必要と判断した場合は、警察などの関係諸機関との連携を進め、積極的に指導・助言を受け、迅速に対応する。

⑧ネット上のいじめに対しての「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用

ネット上の書き込み等のいじめがあった場合、被害の拡大防止を優先し、ただちにネット上か

らの削除する措置を採る。そのため、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」や警察、法務局等の関係諸機関と積極的に連携し、迅速に対応する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内組織

「いじめ防止委員会」

〈構成〉 生活指導担当者会(教頭・生徒指導主事・各学年生活指導担当者)

〈役割〉 年間計画にもとづき、生徒・保護者に関わる調査等を実施し、日常的に生徒にかかわるいじめ等の問題について情報をチェックする。

いじめ事象の発生が確認された場合、「いじめ対策委員会」を招集し、事後の対策にあたる。

【年間計画】

《生徒に関わって》

- 生徒対象いじめアンケート調査 年3回実施(7月・12月・2月)
- 教育相談 実施(11月)

《保護者に関わって》

- 保護者対象アンケート調査 年2回実施(7月・12月)
- 保護者懇談会 年2回実施(7月・12月)

【研修会】

- 生活指導研修会(5月・随時)
- 人権教育研修会(5月・随時)

「いじめ対策委員会」

〈構成〉 運営委員会(校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・人権教育主担・保健主事・学年主任)

〈役割〉 「いじめ防止委員会」の要請により、いじめ事案の早期解決のため、あらゆる取組を迅速に実施し、その解決にあたる。

7. 重大事案への対処

いじめ事案の発生により生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席した場合や、長期の欠席が予想される場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、次の対処を行う。

①重大事案が発生した旨、大阪市教育委員会に報告する。

↓

②大阪市教育委員会の指導のもと、重大事態調査組織を設置する。

↓※この調査組織は、「いじめ対策委員会」を中心に、重大事態に応じて、専門家を加えるケース、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるケース等、調査の公平性・中立性を確保した組織の構成とする。

③調査組織により、調査を実施し、いじめ事案の客観的な事実関係を迅速に明確にする。

↓※調査にあたっては、すべての情報がいじめに関わる被害・加害の生徒・保護者に共有される情報であることを周知し、調査を対象者に十分説明・理解させること。

④調査により明らかになった事実は、特に被害生徒・保護者に迅速かつ適切に提供すること。

↓

⑤調査結果を大阪市教育委員会へ報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

